

# 川部中学校 学校いじめ防止基本方針

## I いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

『いじめの防止等のための基本的な方針』（平成25年10月11日 文部科学大臣決定、最終改訂 平成29年3月14日）  
**(基本理念)**

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命、身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わないようかつ他の生徒に対して行われているいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめ問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

### (いじめの禁止)

生徒は、いじめを行ってはならない。また、いじめを看過してはならない。

### (学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、保護者や関係機関との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速に対処し、さらにその再発防止に努める。

## II いじめの防止等のための対策の基本となる事項

### 1 基本施策

#### (1) 学校におけるいじめの防止

- ① 学校の重点目標の一つとして弱い者いじめや卑怯なふるまいをしない、見過ごさないことを掲げ、組織的に取り組む。
- ② 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人関係能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ③ 保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する生徒が自主的に行う生徒会活動に対する支援を行う。
- ④ いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他の必要な措置として、道徳、学級活動等の時間を利用し、いじめ防止の徹底を図る。

#### (2) いじめの早期発見のための措置

##### ① いじめ調査等

いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対して定期的な調査を次のとおり実施する。

ア 生徒対象いじめについてのアンケート調査 教育相談全体計画による

イ 教育相談を通じた生徒からの聞き取り調査 同上

ウ 日常の生徒観察及び情報収集（随時）

##### ② いじめ相談体制

生徒及び保護者が、校長の方針のもとで、いじめに関わる相談を行うことができるよう、学級担任、教育相談係、養護教諭、スクールカウンセラーなどが連携して相談体制を機能させる。また、生徒及び保護者に対し外部相談機関の機能を周知する。

##### ③ いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

#### (3) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性をふまえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し効果的に対処できるようにする。そのために必要な啓発活動として、外部講師を招き、インターネットや携帯電話の情報モラル研修会等を行う。

## 2 いじめ防止等に関する措置

### (1) いじめの防止等の対策のための組織「いじめ対策委員会」の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置する。

#### ① 主な構成員

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学級担任、特別支援コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー

#### ② 主な活動

ア いじめの早期発見にすること。〈アンケート調査、教育相談等〉

イ いじめ防止にすること。

ウ いじめ事案に対する対応にすること。

エ いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒理解を深めること。

#### ③ 主な開催時期

週1回の企画委員会時に実施し、いじめ事案の発生時には緊急に開催する。

### (2) いじめに対する措置

① いじめに関わる相談を受けた場合は、すみやかに事実の確認を行う。

② いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

③ いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けられるための支援が必要であると認められるとときは、保護者と連携を取りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。

④ いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめに係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

⑤ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

## 3 重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合には、次の対処を行う。

『いじめの重大事態の調査に関するガイドライン』(平成29年3月 文部科学省)にもとづいて対処する。

① 重大事態が発生した旨を、いわき市教育委員会に速やかに報告する。

② いわき市教育委員会と協議の上当該事案に対処する組織を設置する。

③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

④ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者及びいじめを行った生徒・保護者に對し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

## 4 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せざる事態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

① いじめの早期発見にすること。

② いじめの再発を防止するための取組にすること。

## ※いじめ未然防止に関する資料（チェックリスト）

1 いじめ防止対策推進法 [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1337278.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1337278.htm)

2 いじめの防止等のための基本的な方針

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1400142.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1400142.htm)

3 いじめ早期発見のためのチェックリスト <http://www.hyogo-c.ed.jp/~kenashi-hs/pdf/h29besshi2.pdf>